

電波有効利用の促進に関する検討会 ヒアリング説明資料

2012年6月5日

一般社団法人 日本民間放送連盟

1. 電波利用環境の保護（周波数共用・システム共存）

<民放連提出意見>

- ・ 近年では周波数の共用条件や無線システム間の共存条件が非常に複雑化しており、干渉妨害防止のため、無線局免許の審査や電波監理において、高度かつ万全な対応が求められております。こうしたニーズに応えるため、総務省ではシステムや体制の整備など、相応の準備が必要になるものと考えます。

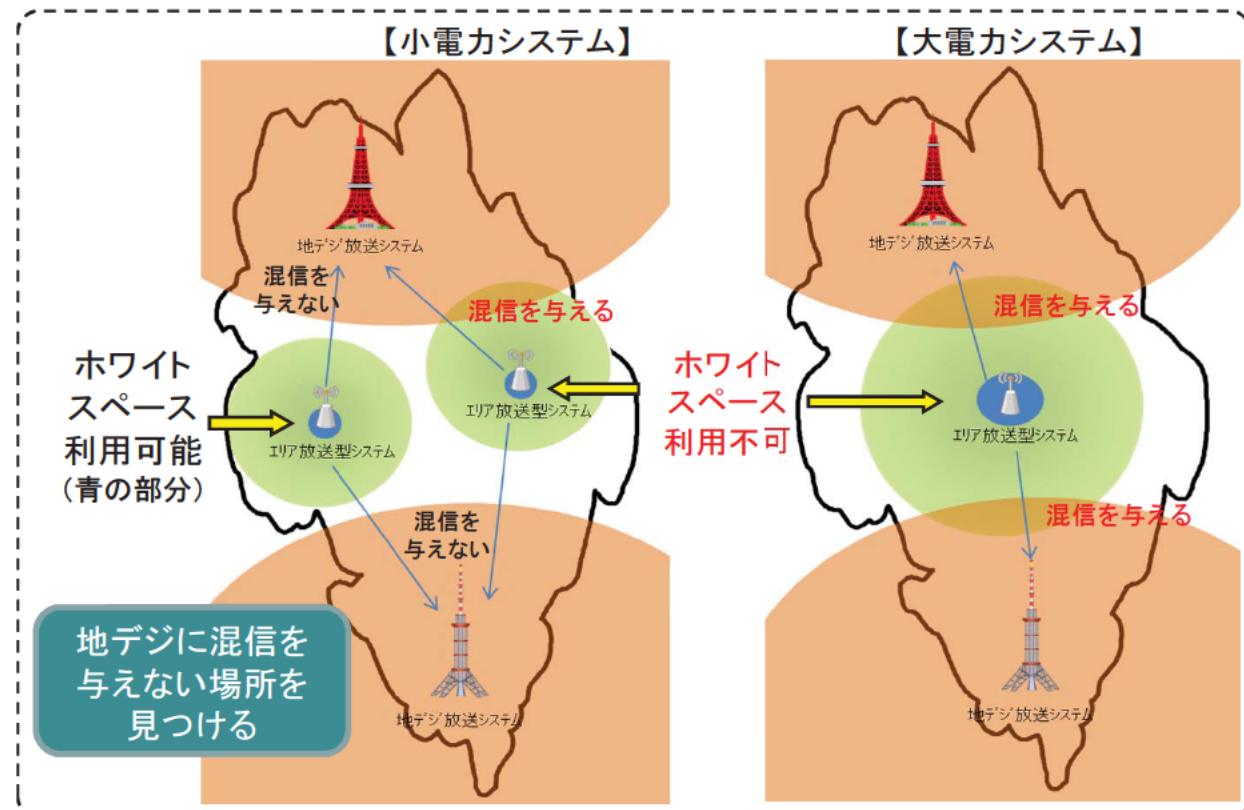
<意見の背景など>

- ・ 複雑な周波数共用の事例の1つとして、TV放送用周波数帯(地デジ)のホワイトスペース利用が挙げられます。
- ・ 地デジに混信を与えることなく、「エリア放送」や「特定ラジオマイク」をホワイトスペースで運用し、周波数を有効利用するためには、高度な仕組みが必要です。

1. 電波利用環境の保護（周波数共用・システム共存）

<さらに詳しく述べ>

- 1次業務である「地デジ」に混信妨害を与えないよう、2次業務である「エリア放送」や「特定ラジオマイク」を運用するために、情報通信審議会答申をもとに、技術基準（混信保護基準）が整備されました。
- 運用場所ごとに使用可能な周波数に限って電波発射を行うために、「エリア放送」については「チャンネルスペースマップ」が公表されました。
- 「特定ラジオマイク」についても、固有の運用事情を考慮しながら、適切な管理体制・システムを構築する必要があると考えます。



出典： 総務省「情報通信技術分科会」会議資料

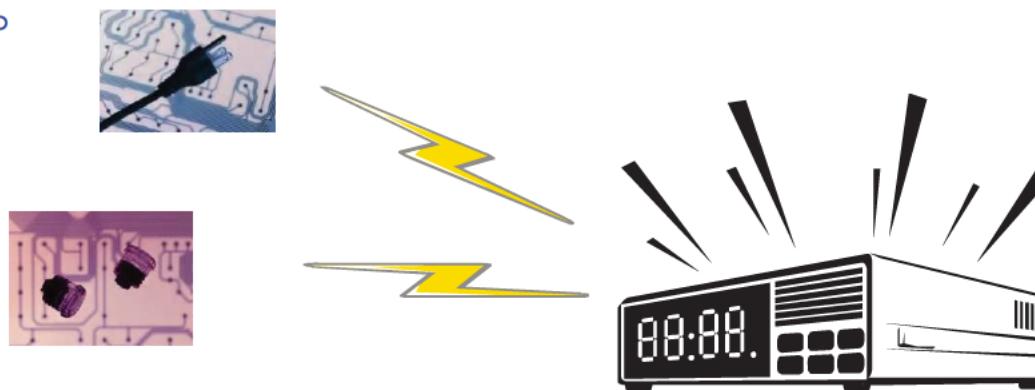
2. 電波利用環境の保護（漏洩電波の抑制等）

<民放連提出意見>

- 「漏洩電波による有害な混信を与えるおそれのある各種設備への考え方」「技術基準への適合性が確認されないまま流通する無線設備への考え方」を挙げていることは適切と考えます。各種設備からの漏洩電波を抑制することや、技術基準に適合しない設備・機器が安易に輸入され、違法な電波発射が行われないようにすることなどに対し、実効性のある方策についてそれぞれ議論を深めていただきたいと考えます。

<意見の背景など>

- 各種の電気器具から漏洩する不要電波(ノイズ)が、ラジオ放送の受信環境を悪化させることを危惧しています。



2. 電波利用環境の保護（漏洩電波の抑制等）

<さらに詳しく>

- ・ インバータを搭載した機器や、ICT機器の大幅な普及に伴って電波雑音が増大し、ラジオの受信環境がますます悪化していることに危機感があります。
- ・ 民放連・技術委員会が過去に行った実験では、住宅内で使用される電磁調理器や照明による雑音は、雑音波形・周期が特徴的であるため明確に判別され、中波ラジオ受信機で異音も確認されました。
- ・ ラジオ放送は非常災害時のライフラインです。その受信環境が悪化することにより、国民・リスナーが緊急情報を受信しづらくなるとすれば、大きな問題だと思います。
- ・ 個別機器の不要電波輻射については、現在も関係機関(CISPR等)による規定があるものと思いますが、漏洩電波抑制の実効性を担保するためには、機器の普及予測や家庭内の使用状況を踏まえた抑制規律の検討が必要と考えます。

3. 電波利用料制度

<民放連提出意見>

- 防災、安全・安心等のための無線システムの重要性は、例示されている自営系・公共系に限らず理解できるものです。しかしながら、無線局の目的が重要であることと、電波利用料の使途として適切であることは、別の概念であるものと考えます。すなわち、当該の無線局の設置が無線局全体の受益に直接つながるものであるかどうかは、個別に検討すべきものと考えます。
- 電波利用料は電波共益費用とする制度の原点に立ち返り、使途は抑制的に検討すべきと考えます。あわせて電波利用料の総額を抑制すべきと考えます。

<意見の背景など>

- 電波利用共益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。電波利用共益事務以外の支出に充てるべきではないと考えます。
- なお、第1回検討会資料によれば、平成24年度予算において歳入が歳出を上回っていますが、一致するように設計すべきと考えます。

3. 電波利用料制度

<さらに詳しく>

① 経済的価値の反映について

- ・ 平成23年の電波法改正により、電波利用料制度は、電波の経済的価値を従来よりも反映させる形となりましたが、これを過度に進めることには賛成できません。
- ・ なぜなら、電波利用料制度の設計は、さまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとつて行うことが肝要であり、国民の利益に適うものだからです。経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげうる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになっては、結果的に国民が不利益を被ると考えます。
- ・ 東日本大震災の発災にあたり、被災地の各局をはじめとする民放事業者は取材および情報収集を続け、長期間にわたり緊急報道番組を放送し、被災者・国民への情報提供に努めました。このような放送事業に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課し、その存立基盤を危うくすることは不適切と考えます。

3. 電波利用料制度

<さらに詳しく>

② 放送の利用料負担について

- ・ 携帯電話は双方向の通信であり、利用者が購入した携帯電話端末にも電波利用料が課せられています。電波利用料は携帯電話事業者だけでなく、契約料を通じて広く利用者が負担する仕組みです。携帯電話端末の普及数が膨大であるため、見かけ上、携帯電話事業者を通して納入する電波利用料の負担額が大きくなっているものと認識しています。
- ・ 一方、放送は単方向の送信が基本です。携帯電話と同様に、視聴者は受信機を購入しますが、受信機は無線局ではないため、電波利用料は徴収されていません。電波利用料は放送事業者(送信側)のみが負担する仕組みですので、負担額が少なく見えるものと認識しています。
- ・ 放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勘案して規定されています。これは適切な措置であり、今後も維持すべきものと考えます。⁷